

施工箇所が点在する工事の積算方法の留意点について（020203追記）

追記箇所：赤書

このことについて、県の積算方法を下記のとおりとします。

1 対象工事

施工箇所が複数あり、それらが直径1km程度を超えて点在する工事を対象とする。
（平成28年10月1日適用の運用から変更なし）

2 適用年月日

令和2年2月1日以降に起工起案する工事（長野県建設部所管）から適用する。
（閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.02.01」と表示される工事から適用する。）

3 留意点

- (1) 施工規模の最も大きい箇所を「親設計書」とし、その他の施工箇所を「子設計書」と分類し作成する。
- (2) 主たる工種区分は、工事全体で判断する。（施工箇所毎に主たる工種区分を設定しない。）
- (3) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。
- (4) 労務費、材料費等単価の地区設定は、施工箇所毎に設定する。
- (5) 共通仮設費及び現場管理費については、施工箇所毎に算出した合計額とする（平成28年10月1日適用の運用から変更なし）。なお、現場環境改善費率を算出するための対象額は、各施工箇所の合計額（※1）とし、その率を乗ずる対象額は、施工箇所毎の額とする。
- (6) 共通仮設費率及び現場環境改善費率、現場管理費率の補正については、施工箇所毎に設定する（別紙1）。積上げ項目のうち、施工箇所毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい施工箇所に計上する。
- (7) 一般管理費等については、施工箇所毎に分けない積算（令和2年1月1日から適用されている運用）と同様とする（※2）。一般管理費等算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正は、親設計書で設定した係数によるものとする。一般管理費等算出時の、現場環境改善費率の補正（市街地、それ以外）は、親設計書で設定した補正によるものとする（別紙1）。
- (8) 技術管理費としての業務委託料のうち、施工箇所毎に分割できないものは、親設計書に計上する。

4 金抜き設計書について

現場の条件によって金抜き設計書の体裁が変わります（別紙2を参照）。

※1 令和2年1月1日適用の工事（閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.01.01」と表示される工事）までは、現場環境改善費率を算出するための対象額は、施工箇所毎の額です。

※2 一般管理費等算出時において、処分費等の取扱い（積算基準及び標準歩掛 土木工事編（1）第I編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法（注）（ト）の表）は施工箇所毎に判断する。